

# 台風19号により被災された地域に居住している **当金庫とお取引のあるお客さまへ**

台風19号により被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

このたびの台風19号による被害により、災害救助法が適用された地域に居住している当金庫取引先のお客さまに対し、下記のとおり、対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

皆さまの安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

## 記

### 1. 対象となるお客さま

- ・台風19号により被災された地域にお住まいで、当金庫とお取引のあるお客さま

### 2. お客さま対応について

窓口にて、所定の書類に必要事項を記入していただきます。

- (1) 預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認のうえ、預金の払出しに弾力的に対応させていただきます。窓口にお越しの際には、ご本人さまであることを確認できる書類をご持参ください。
- (2) お届印の印鑑がない場合は、拇印にて対応いたします。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じさせていただきます。また、定期預金等を担保とする貸付にも応じさせていただきます。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう対応させていただきます。
- (5) 今回の災害のため支払いができない手形、小切手の不渡報告への掲載及び取引停止処分や電子記録債権の取引停止等についてはご相談ください。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応じさせていただきます。
- (7) 融資金の返済猶予等の取り扱いについてご相談に応じさせていただきます。
- (8) 営業時間外の対応については当金庫各営業店でご相談に応じさせていただきます。また、毎週日曜日午前9時～午後4時まで本店の日曜営業で上記(1)～(8)についてご相談に応じさせていただきます。

### 3. 本人確認書類

運転免許証・個人番号カード・パスポート・各種健康保険証・各種年金手帳・在留カード・罹災証明書等

地域をつなぎ、地域と共に歩む

